

投稿原稿の学会誌掲載基準に関する内規

2017年2月7日

投稿原稿は、地域経営学会研究会における研究発表を学会誌に投稿すること、ただし、編集委員会が認めた場合には、投稿原稿が受理された後に地域経営学会研究会で研究報告することができる。並びに、投稿原稿について査読を求めることは、会員の権利でもあることを認識した上で、編集委員会は、投稿原稿の学会誌掲載に当たり、以下の点を留意するものとする

- (1) 編集委員会は、査読原稿については英文サマリーの添付を条件とする。
- (2) 編集委員会は、統一論題報告、自由論題報告を含むすべての投稿原稿について、それが執筆要領に合致しているか否かの形式的側面のみならず、その内容が一定の水準にあるか否かを判断し、掲載の可否を決定する。
- (3) 編集委員会は、投稿原稿の形式的側面およびその内容について、投稿者に改善・訂正を求めることができる。改善・訂正を求めたにもかかわらず、投稿者それに応じないか、または改善・訂正の程度が不十分なときは、投稿がなかったものとみなし、当該投稿原稿を掲載しない。
- (4) 編集委員会は、査読の求めがあった投稿原稿について、当該原稿が(1)の要件(式と実質の両面)を満たしている場合に限り、査読者を選任し、査読を依頼する。査読において不可と判定された投稿原稿であっても、編集委員会で(1)の要件に照らして掲載可と判断したものについては、投稿者から辞退の申し出がない限り、「査読なし論文」とみなして掲載する。

附則 本内規の改廃は、編集委員会の過半数の賛成によって行う。